

①多治見市を取り巻く状況

県営の岐阜東部上水道用水供給事業では、7市4町が上水道用水の供給を受けています。
 (可児市、美濃加茂市、坂祝町、川辺町、御嵩町、富加町、多治見市、瑞浪市、土岐市、恵那市、中津川市)

多治見市は「岐阜東部上水道用水」を水源(牧尾ダム・阿木川ダム・味噌川ダム)としています。



<県営水道受水6市(多治見市除く)の直近の料金改定日と今後の動き>

項目	可児市	美濃加茂市	瑞浪市	土岐市	恵那市	中津川市
直近の料金改定日 (消費税による改定除く)	H19.6.1	H6.4.1	H15.10.1	H12.10.1	H16.10.25	H26.4.1
改定予定	予定なし	未定	予定なし	未定	有	30%の増額予定

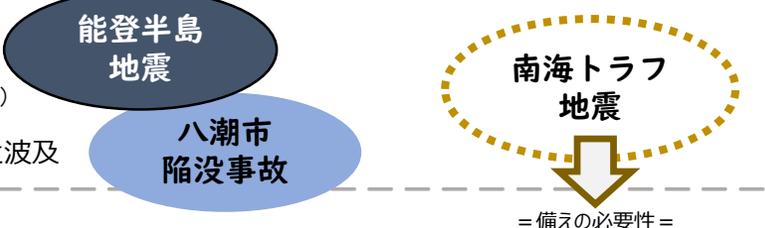
②水道料金の変遷



これまで、多治見市では消費税の増税による値上げを除き、県営水道の供給単価が改定されたことに連動して値上げを実施してきました。直近の増額改定は昭和59年4月になります。
 (値下げは平成2年4月に実施)

③自然災害・事故の脅威

石川県など6県で約14万戸が断水
 水道管被害は過去最大規模
 (輪島市・能登町では東日本の約7倍の被害箇所)



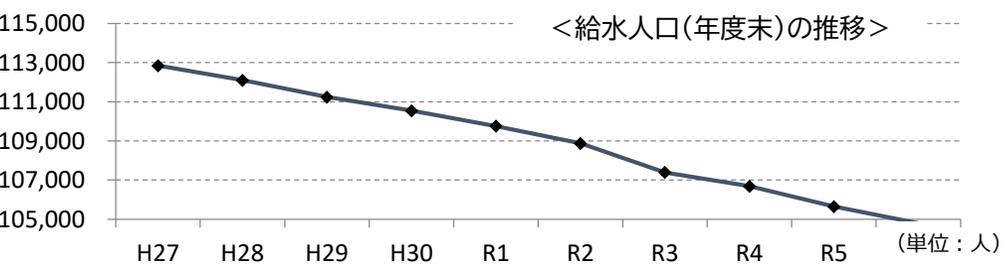
下水道管破損から道路陥没事故へと波及

④管路更新率1.5%の堅持

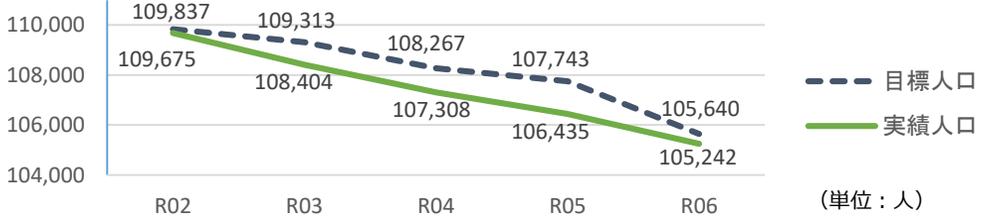


⑤給水人口の減少

<給水人口とは>
 水道事業から給水を受けている人の数を指し、給水区域内に居住していることが条件で、給水区域外からの通勤者や観光客は含まれません。



<参考>多治見市「第3次人口対策中期戦略」における目標人口と実績人口の比較



多治見市上下水道事業経営審議会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、多治見市水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第31号)第1条第1項に規定する水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業(以下「上下水道事業」という。)の経営に関し必要な事項を調査及び審議するため、多治見市上下水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項に係る市長の諮問に応じ、調査及び審議を行い、その意見を答申する。

- (1) 上下水道事業の経営に関すること。
- (2) 給水料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

- 2 委員は、公共的団体の代表者、識見を有する者その他市民のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

多治見市上下水道事業経営審議会設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多治見市上下水道事業経営審議会設置条例(令和6年条例第34号)第4条の規定に基づき、多治見市上下水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、建設水道部上下水道総務課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。